〈論文〉

モンゴル国の日本国に対する「威圧的勧誘」再説

植松　正

目　次

はしがき
一　最初のモンゴル国国書……第一次・第二次遣使
二　二度目のモンゴル国国書……第四次遣使
三　三度目のモンゴル国国書……第五次遣使
四　対日本外交交渉における隋代史への視線
むすび

はしがき

筆者は前稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」の冒頭部分において、世祖初期に日本に向けて発せられた三種のモンゴル国国書の文言を取り上げて較量を試みた[1]。それは①大モンゴル国（大蒙古国）皇帝の日本国王宛の文書（第一次・第二次遣使）、②大モンゴル国中書省の日本国王宛の牒（第四次遣使）、③大モンゴル国皇帝の日本国王宛の文書（第五次遣使）であり、筆者は所謂モンゴル襲来以前の数年間に発せられたこれら三通の国書に共通する性質を「威圧的勧誘」として提示しようとしたのであった。

しかし最初の国書が発せられて以来それが日本で受け止められる事情や、国書相互の関連についてはなお追求すべき課題があると考えていた。さらに前稿発表ののち、金文京氏から筆者の国書等の読解について疑義のご指摘を書簡で頂戴した。国書の読解は国書の性質を理解するためには基本的作業である。筆者は氏の指摘を再検討し、大筋において首肯すべきものとの結論に達した。金氏に対して深甚なる謝意を表する次第である。そこで本稿においては金氏の指摘を踏まえて国書等の読みを改訂のうえ再提示し、なお「威圧的勧誘」の考えを変更するものではないが、国書の文献的位置付けに関わって考察し直したところを旧説を訂補しつつ論じたい。

一　最初のモンゴル国国書……第一次・第二次遣使

『元史』日本伝によれば、モンゴル国が日本に関心を寄せるようになったのは、至元二年（一二六五）に高麗人趙彝（い）が日本国に通好すべしと説き、日本への使者の選任に取り掛かったのに始まる[2]。趙彝は咸安の人と言われるが、咸安郡

は朝鮮半島の東南部、慶尚道金州のもとに置かれたから、[3]対馬など日本とはきわめて近い。すでに元宗の前の高麗国王高宗の時に金州での倭寇問題をめぐって両国間で交渉が行なわれていたほどであった。[4]従って彼は日本についての情報は十分に心得ていたはずである。趙彝は高麗で挙子の業を学んだが、「秀才」に及第しながら高麗には仕えず中国に入り、諸外国の語を解する能力を活かしてフビライに接近し、対日本また対高麗の外交戦略に関して助言を行なった。そのため『高麗史』では高麗に仇をなしたとして叛逆伝に列せられる。[5]

　モンゴルから日本への最初の使者としては黒的と殷弘が知られている。ところが使者決定の過程には格別の事情があったようである。『元朝名臣事略』巻一〇、宣慰張公（張徳輝）にいう。

> 至元三年秋、参議中書省事。宰相伝旨、令坐都堂議事、凡軍国大政必諮訪而後行。有旨令趙彝使日本、命都堂議勅高麗詔以進。公曰、「趙彝本宋人、万一所言不実、恐妄生辺釁、貽笑遠邦。」明日、同宰執奏之、遂止。行状。

> 至元三年（一二六六）秋、参議中書省事となった。宰相が旨を伝え、都堂に同席して審議させ、凡そ軍国の大政は必ず彼に意見を徴して後に行わせるようにした。世祖から指示があり、趙彝を日本に使せしめるに当たり、都堂に命じて高麗に勅する詔文を議して上進させた。公（張徳輝）が言った、「趙彝は本と宋人でありますから、万一彼の言う所が真実でなければ、恐らくは妄りに辺境で紛議を生じ、笑いを遠い外国に貽すことになりましょう」。明日、宰執と同にこれを奏し、遂に止む。行状。

末尾の「行状」とは張徳輝（一一九五～一二七四）の行状を出典としていることを示す。それは「汲郡王公撰行状」であり、行状そのものはいま他書に見るを得ない。「汲郡王公」とは王惲であろう。王惲の『秋澗先生大全文集』に張徳輝の行状の文は収められていないが、「故翰林学士河東南北路宣撫使張公（張徳輝）挽詩序」（巻四一）が見える。王惲にはほかに日本に使した殷弘や趙良弼に関わる律詩や第二次日本遠征後の風聞を集めた地誌的著作「汎海小録」もあり、

いずれも同文集に収録されている。(6)

張徳輝はフビライの潜邸（皇太子）時代に召見され中国における人材の推薦登用に力を尽したことで知られる。(7) この史料は張徳輝の功績を顕彰する目的を以て書かれたことを考慮する必要もある。しかしながらこの文に即して解釈する限り、趙彝は自ら使者として日本に赴くことを事前に世祖に約束されていたらしい。宰相達の末席に座して張徳輝は彼に不信の眼を向けて反対を唱えた。趙彝を宋人と疑ったのは正しくないにしても、宰相とともに議論の場で強く弁じたと思われる。「遂に止む」とは趙彝の使者任命の議を取りやめたとの意味であり、政府の中枢たる都堂の会議における張徳輝の最初の仕事であった可能性がある。

かくて黒的と殷弘が国信使に任命されて日本に遣わされることとなった。『元史』巻二〇八、日本伝にいう。

（至元）三年八月、命兵部侍郎黒的、給虎符、充国信使、礼部侍郎殷弘給金符、充国信副使、持国書使日本。書曰、「大蒙古国皇帝奉書日本国王。……王其図之。」

「書曰」以下が国書の引用である。また『元史』巻二〇八、高麗伝には同じ事柄をつぎのように記録している。

（至元三年）八月、遣国信使兵部侍郎黒的・礼部侍郎殷弘・計議官伯徳孝先等使日本、先至高麗諭旨。

本件の日付けは『元史』世祖紀によれば八月丁卯（七日）である。つまり元朝政府内の公式の記録をもととして、日本伝と高麗伝に同じ趣旨の記録が書き分けられたのである。

さてその公式の記録ときわめて近縁関係にあると目されるのが『元高麗紀事』である。黒的・殷弘らを高麗に送り出すに際し、世祖は高麗国王王禃に対日本政策を告げた。同書にいう。

至元三年八月、遣国信使兵部侍郎黒的・礼部侍郎殷弘・計議官伯徳孝先等奉旨至（植）[禃]国、諭以日本国通好事。詔曰、「今趙彝奏、『海東諸国、日本与高麗為近鄰、典章政治有足嘉尚、漢唐而下、亦或通使中国。』故特遣使持書

以往、得遂通好為嘉。苟不論此意、以至用兵、其孰好之。至於導達去使、以徹彼疆、開悟東方、嚮風慕義、茲事之責、卿宜任之、勿以風濤険阻為辞、勿以未嘗通好為解、勿以恐彼不順命有阻去使為託。卿之忠誠、於此可見、卿其勉之。」

前引の『元史』高麗伝の末尾にある「先に高麗に至り旨を諭す」の「旨」の内容が「詔曰」として明示されている。その部分の翻訳を以下に示す。

詔して曰く、「今趙彝が上奏してきた。『海東の諸国でも、日本は高麗と近隣であり、制度や政治には評価できるものがあり、漢・唐以来、やはり中国と使者を通じていた』と。故に特に使者を遣わし書を持して往き、通好を達成できれば結構である。かりにも（日本が）この思いを諭らず（理解せず）かくて兵を用いるようになったなら、いったい誰が好んでするであろうか。去使を案内して彼の地域に徹し、東方を開悟し、風に向かい義を慕わせようとする件については、茲の事の責は卿が宜しく任ずべく、風濤の険阻を言い訳とする勿く、未だ嘗て通好したことがないと言い訳とする勿れ、恐らく先方が命に順わず去使を妨害するだろうと託ける勿れ。卿の忠誠はここにこそ見ることができよう。卿はよくこれに勉めよ」。

日本との通好を推進するよう進言したのは確かに趙彝であり、その提案を受けて使者を日本に遣わして国書を届けようとしたのである。ところが続く一節が問題である。筆者はここの『元高麗紀事』の記事をこれまで二度使ってきた。初めは前掲の日本宛の国書中に見える「以至用兵、夫孰所好」の句との類似に着目しながら、『元高麗紀事』の文はあくまで高麗に宛てたものであるとして考えを深めないままに終っていた[8]。次いでは前稿で「威圧的勧誘」を論ずるためにこの史料を取り上げ、「苟不論此意、以至用兵、其孰好之」の句を「もしもこの意向を諭せず（分らせないままに）兵を用いるような事態に至るとすれば、一体だれが好むであろうか」と翻訳していた。これにつき金文京氏から、「もしか

りにこの意味がわからず戦争になるなら」と相手について言っているのではないかとの指摘を頂戴した。事は「不論此意」の論字の解釈に関わる。[9] 筆者は熟慮の末に金氏の指摘を妥当と判断した。世祖は高麗国王宛の書簡中において日本との通好実現に強い意欲を示し、そのためには好ましいことではないが日本に対する軍事力の行使も視野にあると伝えたのであった。まさに日本への威圧的勧誘であり、すなわち日本宛国書にある「以至用兵、夫孰所好」と同源の句と見なければならない。従ってこの句の前に添えられた「苟不論此意」の五字は、日本側がモンゴル側の善き意図を理解せず、かくて「用兵」という事態に立ち至るのを憂慮するとの姿勢を見せて発した言葉であると判断できる。従ってここまでの文に見える強い決意は直接的には日本を対象とするものであり、なお高麗にも決意のほどを伝えおいたのであった。

高麗に対しては「至於導達去使」以下の文を示して、世祖の意向に沿って確実に使者を日本に送り届けるよう圧力をかけた。「茲事之責、卿宜任之」の句以下、「勿以……為辞」「勿以……為解」「勿以……為託」と、予想される高麗側の逃げ口上三点を挙げて、恰も高麗に対して先手を打ってあれこれ言い逃れを許さず、高麗のモンゴルへの「忠誠」は本件の誠実な実行のほかにはないのだと、明確かつ具体的な念の押しようである。

かくしてモンゴル国の使者が高麗に到着したときの状況について、『高麗史』巻二六、元宗世家元宗七年（至元三年）十一月癸丑（二十五日）条にいう。

> 癸丑、蒙古遣黒的・殷弘等来。詔曰、「今爾国人趙彝来告、『日本与爾国為近隣、典章政治有足嘉者、漢・唐而下、亦通使中国。』故今遣黒的等往日本、欲与通和。卿其(道)[導]達去使、以徹彼疆、開悟東方、向風慕義。茲事之責、卿宜任之、勿以風濤険阻為辞、勿以未嘗通好為解、[勿以]恐彼不順命有阻去使為(托)[託][10]。卿之忠誠、於斯可見、卿其勉之。」

この『高麗史』元宗世家の文は当然さきの『元高麗紀事』の文が高麗に到達したことを伝えている。ここには日本への使者を導達する上で高麗が負うべき責任の範囲が念入りに示されて、『元高麗紀事』の「苟不諭此意、以至用兵、其孰好之。」という、日本を念頭においた句は省略されている。『高麗史』元宗世家の文は、第一次遣使の不達成の後に生じた混迷した事態と照らし合わせて、日本遣使に関わってモンゴルからの諸要求が最初から存在したのだと、高麗側の歴史書編修過程において回顧し整理した結果でもあろう。

【諸史料の文献学的位置付け、とくに『元高麗紀事』について】

政府において蓄積・編纂される文献は本来、行政文書である。文書には発給と受領とがあるが、発と受の間に時間的にも空間的にもさまざまな中継段階があり、蓄積した文書の取りまとめ（場合によっては編纂）が行なわれて、我々はその恩恵を受けて史料として読むことができている。

『元高麗紀事』は、文宗の至順三年（一三三二）に進献された『皇朝経世大典』中の高麗関係記事に基くとされる。しかしここで問題とするような元初の記事は『経世大典』が成立する前には政府の行政部局に架蔵された生（なま）の書類（仮に「原史料X」と称しておく）に過ぎなかった。これがのちに史局へ廻されて実録その他が編纂され、それを基にして明代初期に『元史』が成立した。

また本稿でも取り上げる朝鮮の史料、例えば『高麗史』におけるモンゴル・元朝関係の記録はその時々の交流の記録であり、両者の間で交わされた文書であったりもする。その文書とは仮称「原史料X」の写しであり、のちに『高麗史』の世家や列伝にも反映して記録された。この文書を受領保存また編集するに際して高麗国政府の行政部局は必ずしも「原史料X」のままに記録しないこともあっただろう。ときには高麗政府はモンゴルの意向を受け止めた事実を重視しながら、必ずしも文書を原典のままに写さなかったり、多少のささやかな潤色もあるのではない

かとの印象がある。日本宛の国書中に見るような「高麗」の字を一部脱するなどはその一例である。

『元高麗紀事』には他書に見えない貴重な記述が含まれる。また『元史』や『高麗史』に対応する記述を見出せる場合もあるが、それは我々が単に校訂の便宜に恵まれるだけではなく、上述の「原史料X」に近いものであるからこそ貴重なのだと筆者は考えている。すなわち『元高麗紀事』はテキストの成り立ちについて考慮する必要がある。『経世大典』は八百九十四巻に及ぶ大部の政府編纂物であったが、文献そのものは今日見ることができない。しかし明代には存在し、永楽帝によって実施された巨大な類書編纂事業の成果である『永楽大典』二万二千八百七十七巻（一万一千九十五冊）中には収録された。『永楽大典』はあらゆる古今の典籍の記事を集め、その記事を漢字の韻に従って分散配列し筆写して完成した。明代にはさらに副本一部が作成された。ところが正本は明末の動乱により焼失し、副本が清朝に継承されたが、清末の義和団事件その他の混乱により散逸し、現在では世界各地に散在するものを併せても六十余冊が残るにすぎない。つまり『元高麗紀事』は『永楽大典』に収録されていた『経世大典』征伐類・高麗の部門に存在した記録を抜き書きして遺ったものである。しかも当該部分の『永楽大典』は今日見ることができないから益々貴重である。しかしながら『永楽大典』はかほどの大事業であるが故の弱点もあった。筆写の際の誤脱を免れないからである。中国学の研究者は他に優良な版本があれば態々『永楽大典』本を用いないのが普通である。だから我々は「原史料X」に近づこうとする場合に、『元高麗紀事』には誤りがありがちだと用心してかかる必要もあるのだ。(11)

さて黒的・殷弘らは元宗七年（至元三、一二六六）十一月丙辰（二十八日）に宋君斐（くんひ）（枢密院副使）・金賛（侍御史）を案内役として高麗の都を出発し、翌年正月に宋君斐・金賛は黒的らと巨済島（きょさいとう）松辺浦に至ったが、風濤（ふうとう）の険を畏（おそ）れて引き返した。(12)高麗が日本の対馬に至便のはずの金州を避けて巨済島の南の寒村に案内したのがそもそも不審である。池内宏

氏はつとに趙彝の提案に始まる日本通交の経緯を論じ、モンゴルの使者黒的を巨済島に案内したこと自体が「狂言」として目論見通りに演じられたものとし、その原因を高麗の重臣李蔵用の策略に帰している。(13)『高麗史』巻一〇二、李蔵用伝によれば、彼は元宗には内密で黒的に書簡を送り、日本を取るも捨てるも面倒な問題を生じさせると説いた。隋代に日本が「日生処天子致書于日没処天子」と上書したのを傲慢・不敬の先例として引用し、日本が大朝（モンゴル国）にとって有益な国ではないと説く。さらに日本に国書を降したのも宜くはなかったとし、趙彝に対する忌避感情を背景に、今回の挙は「偶ま人が上言したのに因って姑く試みた」に過ぎないとする。そして「日本遣使」の議が交通の困難との事由によって沙汰やみになるのを期待して、異常な日本への道案内をさせたのであった。(14)

　李蔵用がモンゴルの日本遣使を回避しようと努めたのはもとより高麗への負担が過重になるのを恐れてのことであった。彼の深慮は結果として自らの独走的行為となり、元宗は処分を下さざるを得なかった。李蔵用を霊興島に配流とし、館伴起居舎人として黒的に従っていた潘阜も策謀を知っていながら報告しなかったということで連座し、彩雲島に配流と決まった。兵士たちが潘阜を逮捕しようと館に突入した折、ちょうど黒的と潘阜が対談していた。黒的は兵士に対して怒り詰問し、その場で李蔵用の書簡を返し、この書が皇帝に届きそれが聴き入れられれば天下の福であるし、聴かれなかったとしても汝の国に何の罪があろうかととりなして李蔵用らを擁護した。(15)

　元宗はモンゴルに使者を送って釈明の上奏をした。しかし第一次遣使の不首尾は世祖に到底受け入れられるはずもなく、高麗側はかえって厳しい叱責を蒙らざるを得なかった。日本遣使に責任を負わされた高麗国王元宗は潘阜（起居舎人）・李挺（書状官）を国信使に充てて日本に到達させた。これが第二次遣使である。かくして前述のモンゴル国国書はようやく日本に到達したのである。

　ここで日本への最初の国書について諸史料に見えるところをまとめておきたい。テキストには諸本がありつぎのよう

である。

①『元史』巻二〇八、日本伝
②『元史』巻六、世祖紀至元三年（一二六六）八月丁卯（七日）条
③『高麗史』巻二六、元宗世家元宗八年（一二六七）八月丁丑（二十二日）条
④『高麗史節要』巻一八、元宗世家元宗八年八月条
⑤「東大寺尊勝院文書」（至元三年八月）
⑥『異国出契』（至元三年八月、興福寺一乗院蔵本に拠る）
⑦『善隣国宝記』巻上、（文永）三年丙寅、咸淳二年、至元（二）［三］年条（但し『元史』日本伝を引用と記す）
⑧『八幡愚童訓』（『群書類従』神祇部巻一三）
⑨『鄰交徴書』初編巻一

『高麗史』と『高麗史節要』に引用する国書は同文である。また⑧の『八幡愚童訓』は『群書類従』に引用されるものである。なお『鎌倉遺文』古文書編第一三巻、九五六四「蒙古国牒案」は「東大寺尊勝院文書」に拠っている。

国書本文をつぎに掲げる。『元史』日本伝を底本とし、文書形式に関わる文言を「尊勝院文書」等を以て補うこととする。なお諸本との異同を提示し、訳文を付しておく。⑯

上天眷命[1]大蒙古国[2]皇帝奉書日本国王。[3]朕惟自古小国之君、境土相接、[4]尚務講信修睦。[5]況我祖宗受天明命、奄有区夏、遐方異域、[6]畏威懐徳者、[7]不可悉数。朕即位之初、以高麗無辜[8]之民、久瘁鋒鏑、即令罷兵、[9]還其疆域、[10]反[11]其旄倪。高麗君臣感戴[12]来朝、義雖君臣、而歓[13]若父子、計王之君臣亦已[14]知之。[15]高麗朕之東藩也、日本密邇高麗、[16]開国以來、亦[17]時通中国、至於[18]朕[19]躬、而無一乗之使以通和好。尚恐王国知之未審、故特[20]遣使持書、布告朕志。[21]冀自今以往、通問結

好、以相親睦。[22] 且聖人以四海為家、不相通好、豈一家之理哉。[23] 以至用兵、[24] 夫孰所好。王其図之。不宣。[25]

1　尊勝院文書・異国出契・八幡愚童訓に拠り上天眷命の四字を補う。　2　世祖紀は大蒙古国の四字を脱す。高麗史・高麗史節要並びに国の字を脱す。　3　八幡愚童訓は王の字を脱す。　4　接、八幡愚童訓は攝に作る。5　講、八幡愚童訓は搆に作る。　6　異、高麗史・高麗史節要並びに遠に作る。　7　善隣国宝記は畏威の二字を脱す。　8　無、尊勝院文書は无に作る。　9　善隣国宝記は令の字を脱す。　10　域、世祖紀は場に作り、尊勝院文書は誤りて城に作る。　11　反、高麗史・高麗史節要・八幡愚童訓は返に作る。12　戴、百衲本元史日本伝は誤りて載に作る。　13　世祖紀等に拠り而の字を補う。高麗史・高麗史節要・善隣国宝記・鄰交徴書並びに而の字を脱す。　14　八幡愚童訓は已の字を脱す。　15　八幡愚童訓は高麗の前に既の字を存す。　16　高麗史・高麗史節要並びに高麗の二字を脱す。　17　世祖紀は亦の字を脱す。　18　八幡愚童訓は於の字を脱す。　19　朕の後、異国出契は之の字を存す、衍を疑う。　20　高麗史・高麗史節要は並びに特の字を脱す。　21　志、世祖紀は心に作る。　22　善隣国宝記は相の字を脱す。　23　八幡愚童訓は豈一家理乎に作る。　24　尊勝院文書は以の字を脱す。　25　尊勝院文書・異国出契・八幡愚童訓に拠り不宣の二字を補う。

上天の眷命（いつくしまれた）せる大蒙古国皇帝が書を日本国王に差し上げる。[17]
朕が思うに、古えより小国の君が、（大国と）国土を接した場合、信頼関係を講じ友好関係をきずくよう務めるものである。まして我が祖宗は天の明命（めいめい）を継受し、天下をことごとく有し、遠方の異国でその威を畏（おそ）れその徳になつく者は数えきれない。朕は即位の初めに、高麗の辜（つみ）なき民が久しく戦乱につかれているので、ただちに軍事行動をやめ、国境まで撤退して老若の難民を帰還させた。高麗の君臣はその恩に感戴して来朝し、名義のうえでは君臣とはいいながら、歓びは父子のごとくであり、推察するに貴国の君臣もすでにこれを承知のことであろう。
高麗は朕の東の藩国である。日本は高麗にまぢかであり、建国以来、時に中国と通交していたのに、朕みずから

に至っては、簡素な使者でさえ和好を通じたことがない。それでも貴国がよくわかっていないかとあやぶみ、ゆえに特に使者を遣わし書を持して朕の志を布告する。どうか今後は通交して友好関係を結び親睦しよう。かつ聖人は四海を家とするものだから、互いに好(よし)みを通じないのは、天下一家の理念といえないではないか。兵を用いるようにでもなったら、いったい誰が好んですることだろうか。王はよくこのことをお考えあれ。不宣(ふせん)。[18]

この国書は日本の大宰府を経由して朝廷及び幕府に届けられた。しかもこの場合単に二国間の発給・受領関係ではなく、高麗国を中継していることが史料分析の上で重要である。これは国書に限らず、当代の元朝と日本の関係を考究するためにも高麗の介在は欠くことのできないポイントである。

【モンゴル国国書の「以至用兵」の句の読み方について】

筆者は日本宛国書にみえる「以至用兵」の句の読み方にかねて疑問を抱いていた。[19] そこで日本遣使に即した「以至用兵」の句づくりの諸例を挙げて、これが結局は相似た意味内容であっても「至於用兵」とは異なると考えた。[20] まず「至用兵」と三字に作るのは東大寺尊勝院蔵の写本のみであり、これは東大寺尊勝院の宗性(そうしょう)が後鳥羽院の八講に役僧として奉仕した折に文書を借りて筆写したと知られている。ところが『元史』世祖紀、同日本伝、『高麗史』、『高麗史節要』、さらに興福寺一乗院蔵本に拠ったとする『異国出契』でもみな「以至用兵」に作っており、テキストの成り立ちの上では「以至用兵」の四字は動かしようがない。従って「兵を用いるに至りては」(「至於用兵」)と名詞節のように読むことに躊躇していたのである。なお『群書類従』本の『八幡愚童訓』に施された訓点によれば「以テ兵ヲ用ルニ至ラバ」と読んでいる。『群書類従』本は『異国出契』に拠ったことが考えられるだろう。

一方『元高麗紀事』の「苟不諭此意、以至用兵、其孰好之。」の句には文章として何ら不自然なところはない。

これが前述のように至元三年八月の国書と同源の句と解せられるとすれば、我々は「苟不諭此意」の句が背後に隠れているかの如くに国書の文脈を理解すればよいと考える。ここは所詮、不完全な文型になっていると考えるよりないので、国書の文言を補正すべしというのではない。国書の文の構成が不自然であるとしても、『元高麗紀事』によって世祖皇帝の思考の道筋を補助的に理解できると考えればよいだろう。しかも『元高麗紀事』にはその句に続けて「至於導達去使、以徹彼疆、……」と文を構成しているのだから、愈々「兵を用いるに至りては」とは読み難いと思う。[21]

モンゴル国国書では、世祖は日本の使者派遣について「至於朕躬、而無一乗之使以通和好。（朕の治世になってからは、（日本から）一乗の使者が和好を通ずることもなかった。）」と、高麗の場合と対比しながら述べている。間接的な表現ながら日本側の遣使を促す形である。

第二次遣使に際して潘阜がもたらした高麗国国書ではその末尾部分において「其遣一介之士以往観之何如也。惟貴国商酌焉。（ただ一人の士を遣わして、行ってよく観させてはいかがか、貴国はしかと検討されたい。）」と、高麗国王が日本に対して使者派遣を側面から促している。さらに潘阜（書状官の李仁梃と連名）の大宰府守護（「明府閣下」と呼称す。当時の現任者は少弐資能）宛書簡に見られるのは、みずから使命を果たすべく努力している外交実務担当者の姿である。まず現に高麗がモンゴルからの圧力のもと日本との通好を実現するよう迫られている経過を縷々述べる。そして皇帝の国書には貴国との通好のほかに何ら格別の言葉はないので、みずから国書を伝達し委細の事情をも伝えたい、そのために明府閣下の一切の助けを得て日本国王のもとに導達させてほしいと懇命に訴えている。[22]

潘阜の補足説明にもかかわらず、要するに最初の国書はあまりに簡略直截であるが故に、モンゴル側の通好を望む意欲と用兵の可能性への言及という威圧的姿勢との隔たりは唐突かつ説明不足の憾みを免れない。モンゴル皇帝の率直さ

を読みとれるとしても、日本に対して意を尽した説得性を備えたものとはいえないと思う。国書を受取る側において実際に相手の期待や勧誘に応じて発動すべき外交上の措置、例えば「奉表遣使」などの行動は、相手から示唆的に発せられた「用兵」の二字によって現実性を損なってしまったともいえよう。潘阜の数カ月に及ぶ短くはない日本滞在期間を通じて、大宰府など日本側は高麗国内情勢と東アジア情勢について知見を新たにする機会を得た。たとえ今に伝わる文献史料に残されていなくとも、そのように考えるのは可能と思う。

二　二度目のモンゴル国国書……第四次遣使

日本にもたらされた二度目のモンゴル国国書は、第四次遣使に伴う大蒙古国中書省の牒（牒文の末尾には至元六年六月とある）と考えて間違いないが、実際には第三次遣使に際しても国書が用意されていたことを付け加えておこう。筆者はその間の事情について論及したことがあるが[23]、いま一度確認しつつ考え直してみたい。

『元史』巻六、世祖紀至元五年九月(己)[乙]丑（十七日）条にいう。

命兵部侍郎黒的・礼部侍郎殷弘、齎国書復使日本、仍詔高麗国遣人導送、期於必達、毋致如前稽阻。

この記事と対応する『元高麗紀事』はつぎのようである。

（至元五年）九月、復遣黒的等使日本、命(植)[禃]導送。詔曰、「卿来奏表、『潘(復)[阜]等奉命日本、不得要領而還、未副聖慮、惶懼実深。』朕謂向委卿導達去使、若送至日本、彼或発遣或留滞、責不在卿、乃飾以偽辞、中道而還、卿前称大洋万里、風浪蹴天、不可軽渉。今潘阜何由得達、可羞可畏之事、卿已為之矣、復何言哉。今茲表奏、遣使至日本、逼而送還、此語又安足取信。今復遣中憲大夫・兵部侍郎・国信使黒的・中順大夫・礼部侍郎・国信副

使殷弘等、充使以往、期於必達。卿当令重臣導送、毋致如前稽阻。」

『元史』世祖紀の記事はこの『元高麗紀事』の末尾の部分に対応することは明らかである。ところが「齎国書」なる文言が『元高麗紀事』に見えない。『元史』世祖紀にいう「国書」とは実は先述のモンゴル国からの最初の国書を意味するであろう。最初の国書は高麗の使者潘阜と李挺によってすでに大宰府において日本側に引き渡されたのではなかったか。そこにはどうやら事情があった。潘阜は大宰府に滞在すること五カ月、日本側の応答（「報章」）を待ったものの、それを得ることなく高麗王廷にもどり、元宗に事の次第を報告した。日本側は国書に接して衝撃を受けつつも大陸の新情勢を知ることができた。しかし高麗側では国信使の潘阜が日本に渡りながら徒手空拳で帰還したでは済まなかった。つまり世祖にしてみれば未だに何の成果もないのと同然である。あれほど風濤の困難と言っていたのになぜ潘阜は容易に到達できたのかと高麗側の不誠実を咎め、かくして黒的・殷弘の再使となった。しかも今度は高麗の重臣たちも同行して遅滞なく使命を達成することになったのである。これが本稿にいう第三次遣使である。

つまり潘阜を国信使に任命したのも高麗の元宗であって、日本にモンゴル国国書を到達させた第二次遣使は世祖にとってはそのまま遣使とは認めがたかったのだろう。第三次遣使では対馬の地方官庁との間で何らか武力衝突に近い騒動が起こり、塔二郎・弥二郎の二名を拉致して引き上げた。この際大宰府にまで到らなかったのは、すでに国書の内実は確かに日本に伝わっていることに加えて、潘阜が自らの経験から語る日本の状況を踏まえて九州にまで赴くのを避ける判断に達したのであろう。そして世祖の意向を満足させられそうな生ける証人を伴って帰還したと思われる。

二度目のモンゴル国国書は至元六年（一二六九）六月の大蒙古国中書省の牒であり、皇帝の勅書によるものと異なって中書省の宰相五名連名の文書であり、具体的で直截な文言が並ぶ。(24) この国書が再発見される以前には、『鎌倉遺文』

とは推測されていたが、実際の国書を見るとより厳しい内容・表現に溢れていた。巻一四、一〇三八〇「蒙古来使記録」に「用兵之条、甚以不義之旨」とあるので、同様に軍事力行使への言及があるこ

またこの国書は二人の日本人塔二郎・弥二郎の送還に際して発せられたもので、その意味で実務目的を兼ねている。しかもその封筒に「牒奉日本国王殿下」とあり、国書末尾に「利害明甚、敢布之殿下。唯殿下寔重図之」とあるように、日本国王すなわち天皇に対する呼び掛けである。塔二郎・弥二郎を燕京の宮殿で接見したとき、世祖は初めて日本人を眼にして喜び二人との間に短い会話を交わし、彼らに宮城内の諸施設を見学するのを許した。対馬から拉致した日本人であるが二人のものには罪はないと認め、高麗人金有成に命じて日本に送還することとした。これが第四次遣使でありその折に齎されたのが大蒙古国中書省の牒であった。(25) モンゴル側としては二人の日本人を接見、処遇した上で送還する事実に立脚して、日本との関係に新展開を期したのであった。

国書全体の正文と翻訳は別稿に掲げているのでここでは省略する。肝腎な日本に対する外交姿勢に関わる末尾部分は以下のようであった。

其当詳体聖天子兼容幷包混同無外之意、忻然效順、特命重臣、期以来春、奉表闕下、尽畏天事大之礼。保如高麗国例処之、必無食言。若猶負固恃険、謂莫我何、杳無来、則天威赫怒、命将出師、戦舸万艘、径圧王城、則将有噬臍無及之悔矣。利害明甚、敢布之殿下。唯殿下寔重図之。謹牒。

ここは聖天子がすべてを包容してすべて一体であるとの意向をよく心得て、よろこんで恭順の誠意を示し、とくに重臣に命じて、来春を期して闕下に表文を奉り、天を畏れて大に事(つか)えるの礼を尽すようにせよ。保証して高麗国の例のように処遇して、きっと約束に違(たが)うようなことはない。それでもなおも国の堅固を恃んで、自分をどうしようもあるものかと思って、とんと(使者が)やって来ることがないなら、それこそ天威は怒りが火につき、武将に命

じて軍隊を出し、万艘もの戦艦でもって、ただちに王城をおし潰そう。そうなったら臍をかんでも及ばないとの後悔をするばかりである。利害は甚だ明白であり、あえて殿下に布告するのである。ただ殿下、まことに重ねて検討されるよう。謹んで牒す。

モンゴル国の国書とはいえ、その表現としては中華主義の理念に基づきそれを敷衍した内容であり、日本国が事大の礼を尽すよう要求している。十分に圧力に満ちた表現というべきであろう。具体的には日本国王がその重臣に命じて来春までに「奉表遣使」せよとの要求である。しかも日本が堅固を恃んで対応しなければ大艦隊を派遣し王城を制圧するであろうと、前回国書の「用兵」の二字に比べてはるかに具体的に軍事行動を示唆している。実際に大艦隊は十年後の第二次日本遠征（弘安の役）において実現した。末尾には日本国王（天皇）に対する念押しの文言で締めくくられている。

なお上記の警告的文言のうち「謂莫我何、杳無来」の翻訳について、筆者はもと「当方を何とも思わず、遠方ゆえ来ることもないと考えるようなら」としていたところ、金文京氏から貴重なご指摘を頂戴したので訂正させていただいた。[26]「来」の一字には日本側からする遣使（来使・来信）への期待・要求が込められていると解すべきであろう。さきに塔二郎・弥二郎が燕京で歓迎されたのは、決して遣使ではなかったとはいえ、初めて日本人が「来」たことを評価したからであろう。

日本への待遇は高麗の例に準ずることも明示されている。重臣に遣使を命ずることは高麗の場合にいくつも例がある。本章のはじめにふれたように、第三次遣使の際に高麗の重臣申思佺（知門下省事）・陳子厚（侍郎）が随行して来日したが（但し対馬までであったが）、これは世祖が高麗国王へ下した詔に「卿はきっと重臣に案内させ、さきのように引き延ばしをしてはならぬ。（卿当令重臣導送、毋致如前稽阻。）」とあるのに応じたものであった。

至元六年（一二六九）段階でモンゴル国が日本に要求するのはまずは「奉表遣使」（「奉書遣使」）であるが、実際日本に期待するところは高麗をモデルとする「内附」「臣属」であり「事大」への誘導であり、最も望まれる現実的かつ理想的な帰着は「来貢」「朝貢」であっただろう。当時の日本にしてみれば、最初の国書に見る皇帝の姿勢の曖昧な表現とは異なり、モンゴル国政府の率直な本音が垣間見えて、国書の文面をそのままには受け容れがたいと警戒させるに十分であったと考えられる。(27)

日本国内においては、高麗の意向にも配慮して返牒する原案を作成した朝廷と、警戒して返牒するに及ばずとしてその発給を拒否し、やがて防禦体制を準備した幕府との間に、モンゴルへの対処をめぐって不統一が生じた。しかしこれは有り得べき対処方法の案を朝廷と幕府とが日本国内で分担したともみえる状況であり、日本側が結局、幕府主導で慎重に事を運びながら着実に対処を準備できた結果につながったといえよう。

三　三度目のモンゴル国国書……第五次遣使

第五次遣使が日本に与えた最大の衝撃はそれまで高麗の仲介によっていたものが、今次はモンゴル国からの使者趙良弼が直接に九州に出現したことである。即ち日本に到達した使者のなかで趙良弼こそは最も使者らしい働きをしたと評価できる。彼が今津に到着したのは至元八年（文永八、一二七一）九月十九日であった。大宰府守護所からの度々の国書引き渡し要求があったが、彼は、国書は日本国王あるいは将軍との面談が実現した折に提出すべきものとして要求を断固拒絶した。(28)しかし最終的に国書正本と同内容の副本を提出したから、これにより国書の内実は確かに幕府・朝廷に伝わった。

その副本は伝わらないが、『元史』日本伝によって国書の内容は知ることができる。『元史』日本伝にいう。

（至元（六）［七］年）十二月、又命秘書監趙良弼往使。書曰、「蓋聞王者無外、高麗与朕既為一家、王国実為鄰境、故嘗馳信使修好、為疆場之吏抑而弗通。所獲二人、勅有司慰撫、俾齎牒以還、遂復寂無所聞。継欲通問、属高麗権臣林衍構乱、坐是弗果。豈王亦因此輟不遣使、或已遣而中路梗塞、皆不可知。不然、日本素号知礼之国、王之君臣寧肯漫為弗思之事乎。近已滅林衍、復旧王位、安集其民、特命少中大夫秘書監趙良弼充国信使、持書以往。如即発使与之偕来、親仁善鄰、国之美事。其或猶予以至用兵、夫誰所楽為也。王其審図之。」

これは池内宏氏が「招諭の詔」として引用されたところである。[29] しかも「書曰」以下の文全体が日本に向けた三度目のモンゴル国国書そのものとして理解すべきものと思う。筆者は初めこの文を国書全体ではなく前段にはなお文章が存在するかと疑っていた。しかし『史記』や『漢書』には「詔曰、蓋聞……」（また「制曰」や「上曰」もある）と構成する例が数多く存在する。[30] 筆者は宋元代にはこの漢代の形式がいわば擬古的に襲用されたと考えた。明代以降になるとこの形式は見当たらない。とすれば最初の国書と同様に、冒頭には「上天眷命大蒙古国皇帝、奉書日本国王。」に始まり、文末には「不宣。」と締め括られたと推察される。以下に訳文を掲げよう。

［上天の眷命（いつくしまれた）せる大蒙古国皇帝が書を日本国王に差し上げる。］

聞くところでは王者には（天下を一家とするが故に）外（そと）というものがなく、[31] 高麗は朕と既に一家となっているのだから、王国（日本国）は実に隣境ということになる。そこで以前、信使をいそぎ遣わして好（よし）みを修めようとしたところ、辺境の役人によって邪魔立てされて通ずることがなかった。捕獲した二人は、官司に勅して慰撫し、牒をもたらして還らせたところ、それきりまた寂（せき）として聞く所がない。

引き続き（日本に）通問しようとしたが、たまたま高麗の権臣の林衍が乱をかまえ、そのせいで果せなかった。

（日本国）王もやはりそのために取りやめて使者を遣わさなかったのか、それとも已に遣わしたのに中途で行きづまったものか、なんともわからない。もしもそうでなければ（日本がすでに使者派遣を企図していたのでなければ）、日本はもとより礼儀を知る国と号しているのだから、王の君臣がどうしてみだりに思慮のないことをするだろうか。近ごろ已に林衍を滅ぼし、（高麗国の）王位を復活し、其の人民を安んじたので、特に少中大夫・秘書監の趙良弼に命じて国信使に任じ、国書を持して行かせることとした。もし直ちに使者を発しこれと一緒に来り、仁に親み鄰と善くするのは、国家の美事である。[32]（反対に）もしもぐずぐずと引き伸ばし、かくて兵力を用いるに至るようならば、それは誰が好んでするところであろうか。王はどうか審らかにお考えあらんことを。［不宣。］

国信使の趙良弼が大宰府において頑なに引渡しを拒んだ国書の内容はこれであったろう。立派な玉璽を用いた詔書の本体こそ護らねばならなかったわけである。

最初の国書が両国通好の原則論に終始するのに比べて、今次の国書はより具体的に日本側からする使者の派遣に焦点が定まった印象がある。その意味で二度目の国書（モンゴル国中書省の牒）の趣旨をも受け継いでいる。この国書にあるように「すぐにも使者を発して当方の使者とともにモンゴル国に来られたい」というのである。ここにも前述したのと同様に、「来」の一字には日本の自発的遣使への強い勧誘・要求の意図が込められていた。しかも国書の文面のみならず、モンゴル国の国信使たる趙良弼からの明確で強力な現実的要求に直面した。その当時、日本には三別抄からの情報提供と連携への要望がもたらされていた、[33]という背後の事情もあっただろう。高麗国国内の不穏な情勢も絡んだ、大陸方面からする二つの要請の間で、曖昧な態度に終始したり保留したりもならず、眼前のモンゴル国使者の要求を無下に却けるわけにゆかなかった。そこでモンゴル国の意向に全面的に従うものではないとの限定的な条件を付して妥協的に対応したのが、拙稿でもふれた変則的な使節団の派遣だった。[34]モンゴル国国書に応答する日本国国書を携えず、日

本国の公式の使節団ではなく、あくまで表向きには政府の出先機関としての大宰府守護所からの派遣であることを標榜するなどが、大宰府守護所が対外交渉主体として守るべき制限的条件であったのだろう。世祖が結局のところ使節団を接見しなかったのは、このような大宰府守護所の方針をそのまま是認するわけにはゆかなかったし、日本における趙良弼のケースとバランスをとったと考えられる。

モンゴル国国書の末尾にも注目すべき部分がある。

A　〔苟不論此意〕、以至用兵、夫孰所好。〔最初のモンゴル国国書（括弧内は『元高麗紀事』）〕

B　其或猶予、以至用兵、夫誰所楽為也。〔三度目のモンゴル国国書〕

皇帝の名において発せられた二つの国書末尾の文言の類似は日本に対して同じ趣旨で前後一貫していることを表しているだろう。Aの句頭には『元高麗紀事』に見える一句を付加して示した。但しその趣旨は前述したように国書の文言を補正する意図ではない。そうではあっても「苟不論此意」と云い「其或猶予」と云い、その行為の主体が国書の相手方、即ち「日本」であることに注意しておきたい。軍事力を用いるのは本意ではないとしながらも、軍事力を用いるに至る原因を醸成するのは、延いては起こりうる紛争の責任は相手方の日本にあると言っているにひとしいからである。

四　対日本外交交渉における隋代史への視線

さきに李蔵用に関して隋と日本との交渉の歴史について言及があることを述べた。我が国では小野妹子を隋の煬帝のもとに派遣した遣隋使の事績として広く知られている。『高麗史』李蔵用伝には「隋文帝」とあるが実は「煬帝」であることは明らかである。[35] ここは単なる記憶違いのようなものではなく、暴虐の天子として悪評の煬帝（楊広）を名指し

するのを避けて、「開皇の治」で名高い父親の文帝（楊堅）の事績として引用したものと考えたい。後述する趙良弼の言にも「隋文帝」が登場するからである。また李蔵用のこの発言を日本遠征反対論の一つとみる太田弘毅氏の論もある。(36)たしかに反対論に類するともいえようが、ここに隋代の故事を引用するのは、日本国がモンゴル国の通好の対象としてふさわしくないとしてマイナス評価を与えるためであった。李蔵用が高麗国の高官として現実的利害の観点を離れることはなかった。従って李蔵用が隋代史の故事に絡めて行う議論にはや、特異なところがあるとみたい。

筆者には気になる点がある。日本との通好であれ、日本への遠征であれ、この時代にしばしば隋（あるいは隋・唐）が引き合いに出されるところである。モンゴル国（大蒙古国）皇帝及び側近首脳が日本との関係を論じようとすれば、まずは漢人属僚に命じて日本との外交関係の歴史を回顧調査することから始めたに違いない。まずは歴代正史、この場合『隋書』であった。推察するに、李蔵用の隋代史への言及にしても彼独自のものではなく、当時モンゴル国国内で日本との通好が議論される際に遣隋使が常套的な先例であったことを彼は承知していたのであろう。

まず至元五年（一二六八）、世祖が王国昌（?～一二七一）に語った場面である。『元史』巻一六七、王国昌伝にいう。

至元五年、人有上書言、「高麗境内、黒山海道至宋境為近。」帝命国昌往視之。泛海千余里、風濤洶湧、従者恐勧還、国昌神色自若、徐曰、「奉天子威命、未畢事而遽返、可乎。」遂至黒山乃還、帝延見慰勞。而東夷皆内属、惟日本不受正朔。帝知隋時嘗与中国通、遣使諭以威徳、令国昌率兵護送、道経高麗。時高麗有叛臣挹珍島城、帝因命国昌与経略使(卯)[印]突・史枢等攻拔之。

至元五年、上書するものが言った。「高麗の国内でも黒山は海道経由で宋の境域に到達するのに大変近い」と。帝は国昌に命じて現地視察させた。海路千余里、風濤が渦巻き、従軍する者は恐れて還るのを勧めたが、国昌は平然たる様子で落ち着きはらって言った。「天子の威命を奉じながら使命を果たさずにさっさと引き返すことなどでき

るものか！」かくて黒山に至って生還した。帝は引見してねぎらった。当時、東夷はみな内属しているのに、ただ日本だけが正朔を受けずにいた。帝は隋の時代には中国と通じていたと知り、日本に使者を派遣し皇帝の威徳を諭することとし、国昌に兵を率いて護送させ、高麗を経由しようとした。当時高麗では（三別抄の）叛臣が珍島（チンド）城に立てこもる事変があったので、帝は国昌に命じて経略使の印突（即ち忻都（ヒンドゥ））・史枢らとともに攻撃して陥落させた。

当初、脱朶児（トドル）・王国昌・劉傑の黒山島視察は南宋攻略を背景に実施された(37)。王国昌がその報告のために帰還すると、世祖は隋代のように日本との通好関係を開こうとして、彼に日本への遣使を軍事的に支えるよう命じ、その関係で珍島の三別抄の反乱軍討伐に従事した。さらに至元八年の趙良弼の日本遣使に際しては、半島南部の金州近辺で忽林赤（フリムチ）・洪茶丘とともに軍事的後援体制を維持した(38)。

つぎは大宰府における趙良弼（一二一七～一二八六）の発言である。彼は日本国王（天皇）に会って国書を奉呈したいと主張した。『元史』巻一五九、趙良弼伝にいう。

天明、其国太宰府官、陳兵四山、問使者来状。良弼数其不恭罪、仍喩以礼意。太宰官愧服、求国書。良弼曰、「必見汝国王、始授之。」越数日、復来求書、且曰、「我国自太宰府以東、上古使臣、未有至者。今大朝遣使至此、而不以国書見授、何以示信。」良弼曰、「隋文帝遣裴清来、王郊迎成礼、唐太宗・高宗時、遣使皆得見王、王何独不見大朝使臣乎。」復索書不已、詰難往復数四、至以兵脅良弼。良弼終不与、但頗録本示之。後又声言、大将軍以兵十万来求書。良弼曰、「不見汝国王、寧持我首去、書不可得也。」

夜が明けて、その国の大宰府の官が兵卒を四方の山に配置し、使者の来意を問うた。良弼は失敬であると咎め、なお礼儀の心をさとした。大宰府の官は恐縮し、国書の提出を求めた。それに対し良弼が言った。「必ず汝の国王にあってから、始めてお渡ししよう」。数日経ってから、またやって来て国書を求めてこう言った。「我が国は大宰府

より東には、上古の使臣でもまだ至った者はない。いま大朝が使者を遣わしこの地に至りながら国書を渡されないとなれば、どうして信頼できようか」。良弼が言った。「隋の文帝が裴清（はいせい）（裴世清）を遣して来た時には、国王が郊迎して礼を成し、唐の太宗・高宗の時には使者を遣してみな国王に謁見ができたのに、いま国王はどうして大朝の使臣だけには謁見しないのか」。またも国書を求めて已（や）まず、相互に応酬し往復すること数回、武器で良弼を脅迫するまでになった。良弼は結局渡さず、少し原本を記録して示した。その後さらに大将軍が兵十万を出して国書を求めていると公言した。良弼は言った。「汝の国王に会見できないのなら、いっそ我が首を持ちゆこうとも、国書を得ることはできぬ」。

隋の使者裴世清（はいせいせい）は煬帝の大業四年（六〇八）に倭国に遣わされた。ここに「裴清」とあるのは『隋書』巻八一、倭国伝に拠っているからであり、同伝には郊迎や王との会見・応答の様子を伝えている。[39]

少し時期が後のものでは、王惲（一二二七〜一三〇四）の「汎海小録」[40]の末尾は、「隋・唐以来、出師之盛、未之見也。」（隋・唐以来、（外国への）出兵がこれほど盛んだったことはない。）という文言で締めくくられる。第二次日本遠征の挫折に言及しながら、かつてない外国遠征軍の威容を評価する。一方、劉宣（一二三三〜一二八八）は至元二十二年（一二八五）に日本に対する第三次遠征を中止すべしとの建議を行った。[41]その結びの言葉はつぎのようであった。

隋伐高麗、三次大挙、数見敗北、喪師百万。唐太宗以英武自負、親征高麗、雖取数城而還、徒増追悔。且高麗平壌諸城、皆居陸地、去中原不遠、以二国之衆加之、尚不能克、況日本僻在海隅、與中国相懸万里哉。（『元史』巻一六八、劉宣伝）

そのかみ隋が高麗（高句麗）を討伐しようとして三次にわたって大挙遠征したものの、しばしば敗北し百万の兵を失った。唐の太宗は英武を以て自負し、親ら高句麗を征討したが、数城を取って帰還したとはいえ、悔いを遺すこ

とのみ多かった。且つ高句麗の平壌などの諸城はみな陸地にあり、中原からさほど遠くもない。それでも（高句麗に対しては）隋・唐二国の大兵で圧力をかけてもやはり勝利を収めることはできなかった。まして日本は遥か海の彼方に存在し、中国と万里を隔てているのだからなおさらだ。

「隋・唐」における高句麗と「モンゴル国・元朝」における高麗の存在も、日本との関係において興味深い課題であるがここでは深入りしない。『元史』劉宣伝にはこの文につなげて「帝嘉納其言。」とあるように、劉宣の建議は受け容れられ、翌年正月七日に世祖は日本遠征を罷める決定を下した。[42] 王惲と劉宣は一見、対日本政策に正反対の見解を示しているようにも見えるが、やはり事はそれほど単純に考えられないだろう。筆者は世祖最初期の燕京行省（のちの中書省の前身）の発足について言及したことがある。有力な史料が王惲『秋澗先生大全文集』に遺る「中堂事記」（同文集巻八〇～八二）であり、そこに燕京行省の機構や人事総録が掲げられる。総録の末尾に「到省聴任人員」として、推薦により任用された当代の知識人十二名があり、劉宣の名もそこに見えている。彼は張徳輝の推薦を受けた山西出身の人物であった。王惲自身も「到省聴任人員」に列するはずの人であったし、[43] また前述のように張徳輝の伝記を書いているから、張徳輝との関係も浅くなかった。劉宣は上記の建議を行った三年ののちに行省官と対立して自殺に追い込まれた悲劇の人であるが、[44] やはり立場や時機が言わせる言葉はありがちなものである。ここでは彼らがモンゴル国の立場から日本を語るとき、ともに「隋・唐」を念頭に置いていたことを興味深く想起するに止めておきたい。

ところで最初の国書のはじめの方には、モンゴル国がかくも発展を遂げて周辺の地域に影響を及ぼしたことを高らかに謳っている。すなわち「況我祖宗受天明命、奄有区夏、遐方異域、畏威懐徳者、不可悉数。」という部分である。「受天明命」も「奄有区夏」も、もとを尋ねれば経書あるいはその解説書に由来することは明らかである。[45] しかし国書の「受天明命、奄有区夏」の句にはどうやら下敷きがあった。『隋書』巻三、煬帝紀にいう。

（大業三年六月）丁亥、詔曰、「……朕獲奉祖宗、欽承景業、永惟厳配、思隆大典。於是詢謀在位、博訪儒術。咸以為高祖文皇帝受天明命、奄有区夏、拯羣飛於四海、革凋敝於百王、恤獄緩刑、生霊皆遂其性、軽傜薄賦、比屋各安其業。……」

（大業三年（六〇七）六月）丁亥、詔して曰く、「……朕祖宗を奉じて、欽みて景業を承くるを獲て、永く厳配するを惟い、大典を隆くするを思う。是に於いて在位に詢謀し、儒術に博訪す。咸な以為らく、高祖文皇帝天の明命を受け、区夏を奄有し、羣飛を四海に拯い、凋敝を百王に革め、獄を恤み刑を緩くし、生霊皆其の性を遂げ、傜を軽くし賦を薄くし、比屋各々其の業に安んず。……」

これは煬帝が父文帝の霊を祀る寝廟（おたまや）を崇建することを宣言した詔勅である。また『歴代名臣奏議』巻三五〇、夷狄、元人趙天麟の「太平金鏡策」に似た一節がありつぎのようである。

元世祖時、東平布衣趙天麟上太平金鏡策、宥不庭曰、……方今龍飛九五、臣服億兆、太祖以神武開基、受天眷命、奄有区夏、誕照多方。

元世祖の時、東平の布衣趙天麟、太平金鏡策を上り、「不庭を宥す」に曰く、……方今、龍九五に飛び[46]、億兆を臣服す。太祖、神武を以て基を開き、天の眷命を受け、区夏を奄有し、誕いに多方を照らす。

なおここで天下を奄有したのは太祖（チンギス）となっているが、ほかに元末の李士瞻（一三一三〜六七）と王礼（一三一四〜八六）の文集では世祖としている[47]。なお付言すれば、明代の雲南・大理地方の統治に関する文には、先述の日本宛国書を借用したかと見えるほどの類似の文が存在する[48]。

本稿で取り上げた国書は世祖初期の数年間に過ぎない。南宋攻略戦を前にして、世祖フビライと官人らには対外関係において意識の昂揚が生じ、そうした現況を歴史の中に措定しようとして「隋」が念頭に上ってきたのではないだろう

か。なお隋王朝は二代にして崩壊したが、その完成形は唐王朝において実現したとみられる。「隋・唐」とまとめて称される所以である。隋王朝の建設はそれまでの南北朝を克服して中国統一を成し遂げたところに何よりの意義が認められる。世祖の初期にあっても、ほどなく旧来の金対南宋の南北分裂状況が克服されるかもしれないという意味で同様に、中国を統一して本来の中華的天下の完成を待望する意識が昂揚してきたと思えるのである。(49) 女真族を首長とする金王朝では一面において唐王朝の文化を継承するという自負心も芽生えていた。亡金の遺民を吸収したモンゴル国あるいは元朝は、単なるモンゴル族の帝国を超えて民族複合の中華帝国への新たな展望をもみすえていたのであった。

むすび

モンゴル国の日本国への遣使の試みは至元三年以来連年続いた。日本が働きかけを受けたのは毎年ではないにしても、モンゴル国の日本への関心が並々でなかったことは了解できる。二度目の国書（中書省牒）の再発見が遅れた事情もあるだろうが、モンゴル国と日本国との外交交渉の歴史にはまだ考えてみなければならないことがありそうである。「威圧的勧誘」とは含みの多すぎる語であったかもしれない。純粋に友好関係を結ぼうとすれば威圧は必要ないはずだが、日本は当時「威圧的」と感じざるを得なかった。それでも日本側は趙良弼の誘いに応じて大宰府からモンゴル国へ使節団を派遣した。非公式ながら勧誘に応えようとしたのであろう。そうした数年の外交交渉を経て、日本は二次にわたりモンゴル・高麗連合軍の侵攻をこうむった。果たして日本は侵攻前の外交交渉のなかにもっと深刻にその兆候をかぎ取るべきであったのだろうか。

至元十二年の第六次遣使で杜世忠らがもたらした国書の内容が伝わらないことは実に惜しまれる。ここにはもはや

「勧誘」では済まない、緊張に満ちた「要求」あるいは「拒否」の言葉が存在しただろうと推測する。それでなければ先方の使者らを斬ることは考えにくいからである。紛争・戦争に軍事力が物をいうのは当然であるが、その発端から衝突を経て収束に至るまで、言葉の遣り取りはその背景も含めて歴史的観察に欠くことのできない要素だと思う。

注

（1）拙稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第二〇号、二〇二一、所収）参照。

（2）『元史』巻二〇八、日本伝にいう。
元世祖之至元二年、以高麗人趙彝等言日本国可通、択可奉使者。

（3）『高麗史』巻五七、地理志、慶尚道、金州参照。

（4）『高麗史』巻二二、高宗世家高宗十年（一二二三、モンゴルのチンギス・ハン（太祖）十八年、日本貞応二年）五月甲子条に「倭寇金州。」とある。以後、高宗十二年から十四年にかけて、高麗と日本の間で倭寇問題（賊船寇辺、修好互市）をめぐって使者と文書の往復により解決が模索された。

（5）『高麗史』巻一三〇、趙彝伝（叛逆）にいう。
趙彝、初名藺如。咸安人。嘗為僧帰俗、学挙子業、中進士。後反入元、称秀才、能解諸国語、出入帝所、譖曰、「高麗与日本隣好。」元遣使日本、令本国嚮導。元宗遣宋君斐偕元使如日本、至巨済、因波険乃還。王遣君斐如元、奏曰、

「日本大洋万里、風濤険悪、且小邦未嘗通好。」帝大怒詰責。於是王遣潘阜如日本。又遣安慶公淐如元奏之。帝以彝譖怒不解、責淐甚厳。淐還、彝矯旨勒中路、淐復入告中書省、乃得還。淐遂憂憤成疾至東京。東京人又拘傔従劫奪馬価、然後放之。彝常以譏毀為事、竟不得志而死。

(6)「挽殷簽事臣」(『秋澗先生大全文集』巻一五)、「寿趙秘監輔之時奉使日本迴西帰京兆」(同前)、「汎海小録」(巻四〇)。なお川越泰博「汎海小録の弘安の役記事について」(『軍事史学』一一—一、一九七五)参照。

(7)蕭啓慶「忽必烈時代潜邸旧侶考」(『大陸雑誌』第二五巻第一～三期、一九六二、所収)参照。また世祖初期の燕京行中書省(燕京行省)に有能な漢人が結集されたことについては、拙稿「元初の法制に関する一考察——とくに金制との関連について——」(『東洋史研究』四〇—二、一九八一、所収)で言及している。

(8)拙稿「モンゴル国国書の周辺」(『史窓』第六四号、二〇〇七、所収)参照。

(9)筆者はこの文を高麗側の対応に関わらせることにとらわれていて、高麗の協力を得てモンゴル側の意図を日本に「分からせる」と訳した(拙稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」)。筆者は史書にしばしば見える「遣使諭意」「致書諭意」の用例から類推し、また当該の論文には注していなかったが、韓国刊の『譯註元高麗紀事』(二〇〇八)に「諭」を「깨우치다」(悟らせる)と訳しているのをも参考したのだった。しかし諭字には元来他動詞(さとす)と自動詞(さとる)と両様の使い方がある。筆者は当初『漢書』巻六四、厳助伝の「諭意」の例を引用して「内意を告げる」ことと解釈したが、金文京氏が筆者への第二信において『漢書』巻八〇、淮陽憲王伝の「納以嘉謀、語以至事、雖亦不敏、敢不諭意」(師古曰、「諭、暁也。」)の例を教示されたように、自動詞としての用例も確かに存在する。

(10)『元高麗紀事』によって「[勿以]恐彼不順命有阻去使為(托)[託]」と校訂したこの部分は問題があるかもしれない。即ち『高麗史』では対句構成の関係から、類似する構成の第三の句冒頭の「勿以」を意図的に削除した可能性もある。

なお第一・第二の句は潘阜の大宰府宛書簡（至元五年正月）にも「勿以風濤険阻為辞、抑未嘗通好為解」と引用されている。

(11)『元高麗紀事』について筆者が『中国史籍解題辞典』（神田信夫・山根幸夫編、一九八九）に執筆したところは以下のようである。

清・文廷式撰。撰者が『永楽大典』巻四四四六に引用される『経世大典』政典・征伐・高麗の記事を抜き出した書。太祖十一年（一二一六）から成宗大徳五年（一三〇一）に至る元朝の対高麗関係の記録で、耽羅のことを付載する。『元史』巻二〇八、高麗伝・耽羅伝の材料となった貴重な史料。『学術叢編』に収められる。『国学文庫』の一冊としても刊行され（一九三七）、その影印本も出版された（広文書局、一九七二）。

(12)『高麗史』巻二六、元宗世家にいう。

（元宗七年十一月）丙辰、命枢密院副使宋君斐・侍御史金賛等、与黒的等往日本。

（元宗八年）春正月、宋君斐・金賛与蒙使至巨済松辺浦、畏風濤之険、遂還。王又令君斐随黒的如蒙古、奏曰、……

(13)池内宏『元寇の新研究』一九三一、参照。

(14)『高麗史』巻一〇二、李蔵用伝にいう。

（元宗）八年、蒙古遣兵部侍郎黒的等令招諭日本。蔵用以書遺黒的曰、「日本阻海万里、雖或与中国相通、未嘗歳修職貢、故中国亦不以為意、来則撫之、去則絶之、以為得之無益於王化、弃之無損於皇威也。今聖明在上、日月所照、尽為臣妾、蠢爾小夷、敢有不服、然蜂蠆之毒、豈可無慮、国書之降、亦甚未宜。隋文帝時、上書云、『日生処天子致書于日没処天子。』其驕傲不識名分如此、安知遺風不存乎。国書既入、脱有驕傲之荅・不敬之辞、欲捨之則為大朝之累、欲取之則風濤艱険、非王師万全之地。陪臣固知大朝寛厚之政、亦非必欲致之、偶因人之上言、姑試之耳。然取舍如彼

尺一之封、莫如不降之為得也。且彼豈不聞大朝功徳之盛哉。既聞之、計当入朝、然而不朝、蓋恃其海遠耳。然則期以歳月、徐観其為至、則奬其内附、否則置之度外、任其蚩蚩自活於相忘之域、実聖人天覆無私之至徳也。陪臣再覲天陛、親承睿渥、今雖在遐陬、犬馬之誠、思效万一耳。」

なお高麗では『隋書』が印刷されていた。『高麗史』巻八、文宗世家、文宗十三年二月甲戌条にいう。安西都護府使・都官員外郎異善貞等進新雕肘後方七十三板・疑獄集一十一板・川玉集一十板。知京山府事・殿中内給事李成美進新雕隋書六百八十板。詔置秘閣、各賜衣襨。

但し李蔵用の言葉の由来は、自身調査の結果というよりは、後述するように彼が当時の情勢を的確に把握していた故であると考える。

(15)　前引の『高麗史』李蔵用伝に続けていう。

蓋蔵用度日本竟不至、将累我国、故密諭黒的、欲令転聞寝其事。王以其不先告、疑有二心、即配霊興島。館伴起居舎人潘阜亦坐不告、流彩雲島。阜方対黒的坐、武士突入曳出。黒的怒詰問知之、乃還蔵用書、且曰、「我若帰奏此書、幸而聴乎、天下之福也。如不之聴、於汝国亦有何罪。」固止之。由是皆獲免。

(16)　最初の国書の整理についてはすでに石井正敏氏による研究が公刊されている。『石井正敏著作集』第三巻（二〇一七）、Ⅱ—7—三「至元三年クビライ国書の校訂本文と主な異同」参照。しかし筆者が行ったのと異なるところもあるので、ここに拙案を掲載させていただいた。石井氏は東大寺尊勝院文書を底本として校訂を行われたが、筆者は国書が発せられた原初のテキストに近いはずの『元史』日本伝を底本とするのがむしろ便宜であると考えた。なお石井氏には最初の国書のほか、高麗国国書や使節の文書をも含めた翻刻や訳文があって有用である。『NHKさかのぼり日本史外交篇［8］鎌倉「武家外交」の誕生』（二〇一三、のちに『石井正敏著作集』第四巻（二〇一八）に収録）参照。

(17)「奉書」の奉字についてこれを相手方への格別な敬意の表現とする考えがある。石井正敏「至元三年・同十二年の日本国王宛クビライ国書について――『経世大典』日本条の検討――」(『中央大学文学部紀要』史学五九、二〇一四、所収、のちに『石井正敏著作集』第三巻に収録)、同『NHKさかのぼり日本史外交篇［8］鎌倉「武家外交」の誕生』(『石井正敏著作集』第四巻、Ⅱ―2―四「最初のクビライ国書」)参照。また舩田善之「日本宛外交文書からみた大モンゴル国の文書形式の展開――冒頭定型句の過渡期的表現を中心に――」(『史淵』一四六号、二〇〇九、所収)参照。

筆者は「奉書」は中国の古典に出典をもち、敬意というより、対等の関係における鄭重な表現と考える。拙稿「『経世大典』にみる元朝の対日本外交論」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第一六号、二〇一七、所収)、「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」(注(1))参照。

(18)「不宣」とは「不宣備」ともいって十分に述べ尽していないの意であり、書簡末尾の常套句である。宋・魏泰『東軒筆録』巻一五にいう。

近世書問、自尊与卑、即曰不具、自卑上尊、即曰不備、朋友交馳、即曰不宣。三字義皆同、而例無軽重之説、不知何人定為上下之分、而挙世莫敢乱、亦可怪也。

(19) 一例を挙げれば、石原道博『訳註中国正史日本伝』(一九七五)では「もって兵を用いるに至っては」と読んでいる。

(20) 拙稿「モンゴル国国書の周辺」(注(8))参照。

(21) なお石井正敏氏は『元史』巻二一〇、緬伝に「至若用兵、夫誰所好。」とあるのと対比して立論された(『NHKさかのぼり日本史外交篇［8］鎌倉「武家外交」の誕生』(注(16))。なお本稿第三章末尾をも参照されたい。

(22) 青山公亮氏は高麗国国書を引用して、高麗が最小限度において日本に冀望したのはこの使者派遣のことであり、難局に対処する方策の要旨はここに尽きていると論じている(『日麗交渉史の研究』(一九五五)第五章「文永の役に対する

高麗の態度」）。また高橋典幸氏論文「モンゴル襲来をめぐる外交交渉」（同氏編『戦争と平和』（二〇一四）所収）参照。いま書状の末尾部分の原文を以下に掲げる（『鎌倉遺文』巻一三、高麗国牒状案、もとは東大寺尊勝院文書）。

又前年秋、仍遣前来使介、及其上貴国大王書一通、而詔勅如前日、遣使人詣彼宣布、勿復遅疑。其責愈厳、勢不得已、乃命吾輩賚持彼朝皇帝書一通、并我国書及不腆些小土宜、献于貴国大王殿下。其皇帝国書之意、与貴国通好外、更無別語。予等必欲躬詣闕下、親伝国書、仍達縷細。惟冀閣下一切扶護、導達于王所、幸甚。

(23) 拙稿「元初における日本人の燕京往還」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第一九号、二〇二〇）参照。

(24) この文書の翻訳は拙稿「モンゴル国国書の周辺」（注（8））で示したので再掲を避ける。

(25) 張東翼「一二六九年「大蒙古国」中書省牒と日本側の対応」（『史学雑誌』第一一四編第八号、二〇〇五、所収、『モンゴル帝国期の北東アジア』二〇一六、に再録）参照。また拙稿「モンゴル国国書の周辺」（注（8））、「元初における日本人の燕京往還」（注（23））参照。

(26) 金文京氏は「自分（日本）をどうすることもできないと思って、杳として使者が来ないなら」とされた。なお張東翼氏は「自分たちをどうすることもできず、はるばる来ることはないと思うならば」と翻訳されていた。筆者は金氏の教示に沿って再考し、「謂莫我何」とは他者が自分をどうしようもあるものかと、（モンゴル側から見れば）利己的独善的な観念や態度を表わしていると考え直した。また「杳無来」の杳字には「はるか」の訓はあるがそれは地理的な遥遠を意味せず、『漢語大詞典』（一九八九）に「杳無」を「了無」「絶無」と解して、「杳無人跡」（ほかに人煙・信息・音信・音耗・音訊・消息・影響・踪跡・蹤跡・蹤影）などの諸例を挙げるのを参考すべきと思う。

(27) 大蒙古国国書にいう。

皇帝寛仁好生、以天下為度、凡諸国内附者、義雖君臣、歓若父子、初不以遠近小大為間。至于高麗、臣属以来、唯歳致朝聘、官受方物、而其国官府（土）［士］民、安堵如故、及其来朝、皇帝所以眷遇（樹）［撫］慰者、恩至渥也。

(28) 彼が大宰府守護所からの執拗な国書引渡し要求を断固として拒絶するために書簡の形で所信を表明したのが、着岸後六日に当たる至元八年九月二十五日付の書状である。拙稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」（注（1））末尾の【余論】参照。

(29) 池内宏『元寇の新研究』（注（13））第六章「趙良弼の日本奉使と高麗に於ける元軍の屯田」参照。

(30) 宋代に纂修された『両漢詔令』にも文頭に「詔曰、蓋聞」で始まる事例が多く収録される。但しほとんどが前漢のものである。

(31)『春秋公羊伝』隠公元年にいう。

王者無外、言奔則有外之辞也。〔注〕王者以天下為家、無絶義。

王者は外なし。奔らば則ち外あるの辞を言うなり。〔注〕王者は天下を以て家と為し、絶つの義なし。

(32)『春秋左氏伝』隠公六年にいう。

親仁善鄰、国之宝也。

仁に親しみ鄰と善くするは、国の宝なり。

(33) 石井正敏「文永八年来日の高麗使について――三別抄の日本通交史料の紹介――」（『東京大学史料編纂所報』一二、一九七八、所収、また『石井正敏著作集』第三巻、高麗・宋元と日本、二〇一七、に再録）参照。

(34) 拙稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」（注（1））参照。

(35) 注（14）に同じ。

（36）太田弘毅「元帝国内の第一次日本遠征反対論――李蔵用の手紙と、趙良弼の上奏――」（『政治経済史学』五六三、二〇一三、所収）参照。

（37）拙稿「元初における日本人の燕京往還」（注（23））一「第三次遣使への経過」参照。

（38）『元史』巻二〇八、高麗伝にいう。

（至元七年）十二月、詔諭禃送使通好日本、曰、「朕惟日本自昔通好中国、実相密邇、……今既輯寧爾家、遣少中大夫・秘書監趙良弼充国信使、期於必達、仍以忽林赤・王国昌・洪茶丘将兵送抵海上、比国信使還、姑令金州等処屯駐。所需糧餉、卿専委官赴彼、逐近供給、并鳩集金州旁左船艦、於金州需待、無致稽緩匱乏。」

また『元史』王国昌伝にいう。

（至元）八年、復遣使入日本、乃命国昌屯於高麗之義安郡以為援。

義安郡は金州に属す。趙良弼は、日本の使節団が燕京からの帰途に金州に屯駐しているモンゴル軍を眼にするのを避けたかった。そのモンゴル軍がこれらの軍隊であった。拙稿「モンゴル・元朝の対日遣使と日本の対元遣使」（注（1））Ⅱ―2―ⅱ「日本の使節団」参照。

（39）『隋書』巻八一、倭国伝にいう。

明年（大業四年）、上遣文林郎裴清使於倭国。……倭王遣小徳阿輩台、従数百人、設儀仗、鳴鼓角来迎。後十日、又遣大礼哥多毗、従二百余騎郊労。既至彼都、其王与清相見、大悦曰、「我聞海西有大隋、礼儀之国、故遣朝貢。我夷人、僻在海隅、不聞礼儀。是以稽留境内、不即相見。今故清道飾館、以待大使、冀聞大国惟新之化。」清答曰、「皇帝徳並二儀、沢流四海、以王慕化、故遣行人来此宣諭。」既而引清就館。其後清遣人謂其王曰、「朝命既達、請即戒塗。」於是設宴享以遣清、復令使者随清来貢方物。此後遂絶。

遣隋使については、宮崎市定『隋の煬帝』一九六五、（のちに『宮崎市定全集』7（一九九二）に収録）、気賀沢保規編『遣隋使がみた風景――東アジアからの新視点――』二〇一二、参照。

(40) 注（6）に同じ。

(41) 拙稿「劉宣の第三次日本遠征反対論」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第二〇号、二〇二一、所収）参照。や、不自然に感じられる「三国之衆」の理解についても拙稿二―2「劉宣上言の解説」でふれている。

(42)『元史』巻一四、世祖紀にいう。

（至元二十三年正月）甲戌、帝以日本孤遠島夷、重困民力、罷征日本、召阿八赤赴闕、仍散所顧民船。

また『元史』巻二〇八、日本伝にいう。

（至元）二十三年、帝曰、「日本未嘗相侵、今交趾犯辺、逐近供給、宜置日本、専事交趾。」

(43) 拙稿「元初の法制に関する一考察――とくに金制との関連について――」（注（7））参照。

(44) 拙稿「劉宣の第三次日本遠征反対論」（注（41））参照。

(45)『尚書』商書、咸有一徳にいう。

惟尹躬暨湯、咸有一徳、克享天心、受天明命、以有九有之師、爰革夏正。

惟れ尹が躬(み)暨(およ)び湯、咸な一徳あり、克(よ)く天心に享(あ)たり、天の明命を受け、以て九有の師を有(たも)ち、爰(ここ)に夏正を革(あらた)む。

また『尚書全解』巻二八にいう。

故能肇造周室、奄有区夏、以為天下之君。

故に能く肇めて周室を造り、区夏を奄有し、以て天下之君と為る。

(46) 天子の位について言っているもので、『周易』乾の卦にいう。

九五、飛龍在天、利見大人。

九五は、飛龍天に在り、大人を見るに利あり。

(47) つぎのような二例がある。

・我国家自太祖皇帝肇基朔方、世祖皇帝奄有区夏、……（李士瞻『経済文集』巻一、「上中書丞相書」）

・昔我世祖皇帝奄有区夏、以遼金及遐方諸国各有字書、而本朝尚缺、故特命国師創製蒙古字、頒之四方、期以順言達事而已。……（王礼『麟原文集』前集巻五、「送湯輔徳広州蒙古字学録序」）

(48) 『弇山堂別集』巻八五、大理戦書附にいう。

大理守段信苴世、頓首拝書、上総兵官定遠・穎川二侯麾下。伏聞、用兵取天下、古今常事、然不済之以寛仁、則未有得而久長也。欽惟聖朝受天明命、奄有区夏、遐方異域、畏威懐徳者、不可悉数。独此雲南屠使匿逋、梗化執迷、罔有悛心、所以問罪之師有不得已者歟。

(49) 拙著『元代江南政治社会史研究』（一九九七）の序章（二、本書の視点と構成）においてつぎのように書いた。

女真族は北中国に侵入し、淮水以北を領有して金朝を建てて南宋朝と対抗したが、これは一種の南北朝ともいうべき南北分断の時代である。しかもこの分断状況はほぼ一世紀も続いた。強力な軍事力を背景にモンゴル人は淮水から揚子江を越えて、ついに南中国を併せ、征服王朝として初めて中国全土を領有した。